

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

専 決 処 分 書



交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

62,398円

2 賠償の相手方

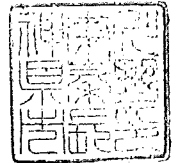
厚木市田村町2番20号 三橋ビルアネックス3階

アイディル株式会社

代表取締役 田 代 剛 章

令和7年2月3日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和6年11月29日（金）午前10時15分

(2) 発生場所

秦野市曾屋6023番地の1先

(3) 事故の状況

農業振興課職員の運転する公用車両が、市道7号線を弘法山方面に走行中、上記場所において、左側から市道7号線に右折進入してきたアイディル株式会社の自動車の左前方と公用車両の左後方が接触し、双方の車両が損傷した。

(4) 本市の責任原因

前方の安全確認不足

(5) 本市の過失割合

10パーセント